

2021年5月20日

舟橋村ならびに北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との 地域連携に関する協定の締結について

舟 橋 村
北 陸 電 力 株 式 会 社
北 陸 電 力 送 配 電 株 式 会 社

舟橋村（村長 古越 邦男）ならびに北陸電力株式会社（執行役員 富山支店長 上野 等）および北陸電力送配電株式会社（執行役員 富山支社長 老田爾）は、本日、地域連携に関する協定を締結いたしました。

本協定は、舟橋村と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社が相互に連携しながら地域が抱える課題やニーズに対応し、地域社会の持続的な発展の推進に寄与することを目的に締結するものです。

【連携事項】

1. 災害・防犯対策に関すること
2. 環境・地域エネルギーに関すること

<別紙1> 地域連携に関する協定の締結内容（概要）

<別紙2> 地域連携に関する協定書

【お問い合わせ】

舟 橋 村：総務課

（電話）076-464-1121

北陸電力：富山支店総務部総務地域チーム

（電話）076-405-1251

2021年5月20日
舟橋村
北陸電力株式会社
北陸電力送配電株式会社

舟橋村ならびに北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との 地域連携に関する協定の締結内容（概要）

舟橋村ならびに北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社は、地域社会の持続的な発展を推進するため、「地域連携に関する協定」に基づき、以下の2つの連携事項について検討・推進して参ります。

※下記の■は主な連携事項の具体例

1. 災害・防犯対策に関すること

- 災害発生に備えた連携協力
- 災害発生時の情報の相互連携
- 災害発生時の電力確保のための相互連携
- 子供や高齢者の見守り活動への協力



「子ども 110 番の車」



停電復旧作業

2. 環境・地域エネルギーに関すること

- 再生可能エネルギーの利用促進等に向けた協力



太陽光発電

- 公共施設等の省エネルギーの協力



省エネルギーコンサル（エネルギー計測）

舟橋村ならびに北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との
地域連携に関する協定書

本協定の締結を相互に証するため、本書3通を作成し、3者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年 月 日

舟橋村（以下「甲」という。）ならびに北陸電力株式会社（以下「乙」という。）および北陸電力送配電株式会社（以下「丙」といい、甲・乙・丙をあわせて以下「3者」という。）は、次のとおり地域連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

甲 富山県中新川郡舟橋村佛生寺55

舟橋村長 古越邦男

乙 富山県富山市牛島町13番15号

北陸電力株式会社

執行役員富山支店長 上野等

丙 富山県富山市牛島町13番15号

北陸電力送配電株式会社

執行役員富山支社長 老田爾

（目的）

第1条 本協定は、3者が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応し、地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 3者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

（1）災害・防犯対策に関すること

（2）環境・地域エネルギーに関すること

2 3者は、前項各号に定める事項を効果的に実施するため、必要の都度、協議を行うものとする。

（確認書等の締結）

第3条 本協定各条に定める3者の役割については、必要に応じて別に確認書等により定めるものとする。

（守秘義務）

第4条 3者は、本協定の検討または実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の了承なしに第三者に開示又は提供等してはならない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとし、有効期間が満了する日の1か月前までに、3者のいずれからも申し出がない限り、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第6条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、3者協議して定めるものとする。